

令和4年2月2日

第1回寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議の書面会議開催
における資料への質問・意見等について（回答）

令和3年8月6日に書面開催としました「令和3年度第1回寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議」におきまして、資料に関する意見・質問等がありましたので、事務局から回答させていただき、関係機関に共有させていただきます。

【質問】

- ・寝屋川市の虐待相談件数が多く、各ケースの個別性が多様化していると考えられる中、現状での行政対応のマニュアル等について
- ・所属機関ごとの役割分担の議論の進捗について
- ・寝屋川市歯科医師会として、どのような関わりを求められているかについて
- ・口内の乱れ等は虐待の早期発見に役立てられるのか。また、発見した場合の手段について
- ・プライバシーへの介入について
- ・食事指導等を通じた生活習慣の改善に関わることについて
- ・「寝屋川市要保護児童対策地域協議会」の方向性について

【回答内容】

現状での行政対応のマニュアル等については、寝屋川市こどもを守る課において、「寝屋川市児童虐待防止マニュアル」を作成し、関係機関に配布しております。また、今年度におきましては、児童虐待防止マニュアルの改訂を予定しており、完成後、関係機関に配布する予定をしております。

要保護児童対策地域協議会の構成機関の役割分担については、各機関がそれぞれの業務等のかかわりの中で協力をいただけるようお願いしているところです。

寝屋川市歯科医師会におかれましては、歯科疾病予防事業や母子保健事業、学校保健業務、市主催の健康教室など各種地域医療に関する事業、日常の診療活動を通じて、保護者の説明が不自然であったり、何度も繰り返す等の状況によって、虐待が疑われる子どもを発見することが期待されております。そのような気になる家庭を発見された場合は、情報提供を含め子どもを守る課に御連絡をいただきたいと思います。

また、必要に応じて、児童福祉法第 25 条及び児童虐待防止法 8 条の規定により関係機関等に調査し、リスクアセスメントを行っております。その結果、大阪府中央子ども家庭センターと連携し、介入を行う場合もあります。

医療機関から生活習慣の改善に関わっていただくことは、親子や家族が子どもに向き合う機会となることが考えられ、お互いのコミュニケーションのきっかけとして、家族関係及び親子関係の修復に効果があるものと考えております。

寝屋川市要保護児童対策地域協議会としては、今後も引き続き、関係機関等と情報共有を行い、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行ってまいります。